

看護師等業務従事者届データ入力業務仕様書

1 委託業務の名称

看護師等業務従事者届データ入力業務

2 目的

国に報告するための看護師等の従事者調査を円滑に実施するために、従事者届の一連のデータ入力を委託する。

3 事業概要

県内の医療機関その他の施設に従事する看護職員に関し、令和6年12月31日現在における従事状況を調査する。

4 委託内容

看護職員等従事者届に係るナンバリング、データ入力

入力方法については、別紙参照（看護師等業務従事者届入力方法）

ア データ入力に用いる調査票

（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届（別紙）

イ 項目 19項目

① 整理番号（1～23,000 ナンバリング後データ入力）

② 氏名（ふりがなのみ）

③ 性別

④ 生年月日

⑤ 年齢

⑥ 免許の種別] *⑥⑦については免許の取得状況により1～4か所の入力が必要

⑦ 登録番号

⑧ 主たる業務

⑨ 業務に従事する場所

⑩ 市区町村番号

⑪ 雇用形態

⑫ 常勤換算

⑬ 短時間労働者時間数

⑭ 従事期間

⑮ 従事開始理由（1年未満）

⑯ 従事開始理由（1年以上2年未満）

⑰ 特定行為研修の修了の有無

⑱ 修了した特定行為区分

⑲ 修了した領域パッケージ研修

ウ ナンバリング、集計数 23,000 件（予定数）

5 委託期間

令和7年1月10日から令和7年3月31日まで

6 成果品

従事者届入力リスト（エクセル形式）

ア 納入期限

- ・令和7年1月24日までに渡したデータについては、原則2月14日までに納入する。
(完成の90%程度の納品を想定 20,700件)
- ・令和7年2月14日までに渡したデータについては、原則2月26日までに納入する。
(完成の95%程度の納品を想定 1,150件)
- ・令和7年3月19日までに渡したデータについては、3月31日までに納入する。
(100%の完成を想定 1,150件)

なお、作業期間中県担当課へ従事者届が集まり次第、随時搬入する。

イ 納入方法

CD-ROMで納品する。

ウ 納入先

岡山県保健医療部医療推進課

7 業務にあたっての注意事項

受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他

この仕様書に定めるものその他、必要な事項は協議のうえ、決定する。

処理件数は、概ね23,000件を予定しているが、入札書には1件あたりの単価（契約希望金額の110分の100に相当する金額）を記載すること。

「(保健師、助産師、看護師、准看護師)業務従事者届」データ入力業務

	項目	ANK	桁数	記入要領
①	整理番号	2	5	1~23,000までナンバリング後データ入力
②	氏名	2	7	左詰め、氏名をふりがなで表記 (例)おかやま たろう
③	性別	1		男='1' 女='2'
④	生年月日	1		平成='2' 昭和='3'
	年	2		
	月	2		
	日	2		
⑤	年齢	2		32歳='32'
⑥	保健師籍	1		
⑥	助産師籍	1		複数回答。保健師、助産師、看護師、准看護師籍については、登録番号又は登録年月日に記入があるものに'1' それ以外は'空白'
⑥	看護師籍	1		
⑥	准看護師籍	1		
⑦	登録番号	2	7	複数回答。保健師、助産師、看護師、准看護師籍登録番号があるものの数字を入力(7桁)
⑧	主たる業務	1		保健師='1' 助産師='2' 看護師='3' 准看護師='4'
⑨	業務に従事する場所	1		'01'から'27' 病院=1 診療所(有床)=2 … その他=27
⑩	市町村番号	2	3	市町村コード'101' ~ '681'
⑪	雇用形態	形態	1	正規雇用='1' 非正規雇用='2' 派遣='3'
⑫	常勤換算	常勤の有無	1	フルタイム労働者='1' 短時間労働者='2'
⑬		換算	2	1 短時間労働者の、小数点第1位の数字を入力
⑭	従事期間	期間	1	1年未満='1' 1年以上2年未満='2' 2年以上='3'
⑮		従事開始理由 1年未満	1	従事期間1年未満 ア新規='1' イ再就業='2' ウ転職='3' エその他='4'
⑯		従事開始理由 1年以上2年未満	1	従事期間1年以上2年未満について ア新規='1' イ再就業='2' ウ転職='3' エその他='4'
⑰	特定行為研修	修了の有無	1	有='1'、無='2'
⑱		特定行為区分	1	複数回答。1~21の列に '1' を入力。
⑲		パッケージ研修	1	複数回答。1~6の列に '1' を入力。

* ANK: 数字を選択する場合1 数字、かなを直接入力する場合2

* 集計予定枚数 23,000枚

* データはエクセル形式とする。

(保健師、助産師、看護師、准看護師)業務従事者届

※ 裏面の「記入上の注意事項」を参照の上記載し、選択する項目は該当する番号に□を記入してください。(令和6年12月31日現在)

※ 複数の施設に勤務している場合も、届出は1人1回です。オンラインで届出をした場合、紙面での届出は不要です。

②ふりがな	③性別	④生年月日			
氏名	□1 男 □2 女	□1令和 □2平成 □3昭和 年月日 ⑤年齢 (令和6年12月31日現在 歳)			
届出者の住所	都道府県				
メールアドレス					
免許の種別	登録番号	※()欄は旧規則での免状保有者等のみ記入	登録年月日		
⑥保健師籍	□厚生労働省 □(都道府県)第 ⑦		号 □1令和 □2平成 □3昭和 年月日		
⑥助産師籍	□厚生労働省 □(都道府県)第 ⑦		号 □1令和 □2平成 □3昭和 年月日		
⑥看護師籍	□厚生労働省 □(都道府県)第 ⑦		号 □1令和 □2平成 □3昭和 年月日		
⑥准看護師籍	都道府県 第 ⑦		号 □1令和 □2平成 □3昭和 年月日		
⑧主たる業務	□1 保健師業務 □2 助産師業務 □3 看護師業務 □4 准看護師業務	※いずれか1つを選択してください			
⑨業務に従事する場所 ※主たる従事場所を1~27から1つ選択し、□	□1 病院				
	診療所(事業所内に設置された診療所を除く) □2 有床 □3 無床				
	助産所	分娩の取扱いあり	□4 開設者	□5 従事者	□6 出張のみによる者
		分娩の取扱いなし	□7 開設者	□8 従事者	□9 出張のみによる者
	訪問看護ステーション □10 管理者 □11 従事者				
	介護保険施設等(1~3及び10,11に掲げる施設を除く) □12 介護老人保健施設 □13 介護医療院 □14 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) □15 居宅サービス事業所 □16 居宅介護支援事業所 □17 その他				
	社会福祉施設(1~17に掲げる施設を除く) □18 老人福祉施設 □19 児童福祉施設 □20 その他				
	保健所、都道府県又は市町村 □21 保健所 □22 都道府県(21を除く) □23 市町村(21を除く)				
	事業所 □24 事業所内診療所 □25 その他				
	□26 看護師等学校養成所又は研究機関				
□27 その他					
※上記で選択した業務従事場所について記載及び選択	所在地	岡山県			
	電話番号	() -			
	名 称				
⑪雇用形態	□1 正規雇用 □2 非正規雇用(1又は3に該当しない者) □3 派遣(紹介予定派遣を含む)				
⑫常勤換算	□1 フルタイム労働者 □2 短時間労働者⑬ 〇.〇 人	※2を選択した場合は換算値を記載 常勤換算方法は裏面11参照			
⑭従事期間等	□1 従事期間1年未満 ⑯(従事開始の理由を選択 □ア 新規 □イ 再就業 □ウ 転職 □エ その他) □2 従事期間1年以上2年未満 ⑯(従事開始の理由を選択 □ア 新規 □イ 再就業 □ウ 転職 □エ その他) □3 従事期間2年以上				
看護師の特定行為研修の修了状況	⑮特定行為研修の修了の有無		指定研修機関番号		
	□1 有 □2 無		※修了証に記載されている番号		
	⑯修了した特定行為区分 (該当する全てを選択してください。)				
	□1 呼吸器(気道確保に係るもの)関連	□2 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連			
	□3 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	□4 循環器関連			
	□5 心臓ドレーン管理関連	□6 胸腔ドレーン管理関連			
	□7 腹腔ドレーン管理関連	□8 ろう孔管理関連			
	□9 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	□10 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連			
	□11 創傷管理関連	□12 創部ドレーン管理関連			
	□13 動脈血液ガス分析関連	□14 透析管理関連			
□15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	□16 感染に係る薬剤投与関連				
□17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	□18 術後疼痛管理関連				
□19 循環動態に係る薬剤投与関連	□20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連				
□21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連					
⑰修了した領域別パッケージ研修 (該当する全てを選択してください。)					
□1 在宅・慢性期領域	□2 外科術後病棟管理領域				
□3 術中麻酔管理領域	□4 救急領域				
□5 外科系基本領域	□6 集中治療領域				

【(保健師、助産師、看護師、准看護師)業務従事者届の記入上の注意事項】

提出期限

令和7年1月15日

※就業地の保健所に提出してください。

令和6年12月31日現在の状況を記入してください。

- 1 年齢 令和6年12月31日現在の満年齢を記入すること。
- 2 免許の種別 保有する全ての免許について記入すること。
- 3 主たる業務 2以上の免許を有する場合は、そのうち主たる業務を1つ記入すること。
- 4 業務に従事する場所 2以上の場所で業務に従事している場合は、そのうち主たる業務を1つ記入すること。
- 5 診療所 事業所内に設置された診療所については、診療所ではなく事業所に記入すること。
- 6 助産所 分娩取扱いの実績にかかわらず、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」に記入すること。
- 7 介護保険施設等 病院、診療所及び訪問看護ステーションに該当するものを除くこと。
- 8 社会福祉施設 病院、診療所、助産所、訪問看護ステーション、介護保険施設等に該当するものを除くこと。
- 9 従事場所の所在地 下記の一覧表を参照し、市区町村番号を記入すること。
- 10 雇用形態 「正規雇用」は、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
 「非正規雇用」は、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、正規雇用又は派遣(紹介予定派遣を含む)に該当しない者を指すこと。
 「派遣(紹介予定派遣を含む)」は、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- 11 常勤換算 「雇用形態」にかかわりなく、次により記入すること。
 「フルタイム労働者」は、1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者を指すこと。
 「短時間労働者」は、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
 ()には、次により常勤換算した数値を記入すること。
 (小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入。0. 1に満たない場合は、0. 1と記入。)

$$\text{常勤換算} = \text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間} \div \text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}$$

 例)フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、

$$\begin{array}{rcl} \textcircled{1} & 8\text{時間} \times 2\text{日} \\ \textcircled{2} & 6\text{時間} \times 5\text{日} \\ \hline & 40\text{時間} \end{array} = \begin{array}{l} \textcircled{1} 0. 4\text{人} \\ \textcircled{2} 0. 8\text{人} \end{array}$$

- 12 従事開始の理由 「新規」は、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)を指すこと。
 「再就業」は、現在の就業場所に従事開始前1年間に、保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合(ただし、「新規」を除く。)を指すこと。
 「転職」は、現在の就業場所に従事開始前1年間に、保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
 「その他」は、新規、再就業、転職のいずれにも該当しない場合を指すこと。

13 看護師の特定行為研修の修了状況

- 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。
 「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、同項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号)別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。
 「指定研修機関番号」の欄は、指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」に記載されている「特定行為研修を実施した指定研修機関の指定研修機関番号及び名称」の欄に記載されている指定研修機関番号を記入すること。
 「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記入すること。
 「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記入すること。

14 市区町村番号一覧

市区町村名	番号	市区町村名	番号	市区町村名	番号	市区町村名	番号
岡山市北区	101	井原市	207	美作市	215	勝央町	622
岡山市中区	102	総社市	208	浅口市	216	奈義町	623
岡山市東区	103	高梁市	209	和気町	346	西粟倉村	643
岡山市南区	104	新見市	210	早島町	423	久米南町	663
倉敷市	202	備前市	211	里庄町	445	美咲町	666
津山市	203	瀬戸内市	212	矢掛町	461	吉備中央町	681
玉野市	204	赤磐市	213	新庄村	586		
笠岡市	205	真庭市	214	鏡野町	606		

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の適正管理)

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。

- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

- 第9 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法を具体的に定めなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

- 第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならぬ。

(事故時の対応)

第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲は、乙が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は委託者である岡山県（実施機関）を、乙は受託者を指す。

2 委託等の内容に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除することができる。